

I 食品流通構造改善促進法に基づく融資制度 (担当：流通課商業振興班、食品産業企画課地域食品班及び食品技術班)

株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

(金利は、平成22年8月18日現在)

| 資金名 | 趣旨等 | 対象者等 | 対象施設等 | 貸付利率(%) | 償還(据置)期間 | 融資限度額 |
|---------------------------------|--|--|---|--|--|--|
| 食品流通改善資金 (食品生産製造提携) | 食品流通構造改善促進法 (以下「食流法」という。) 第4条第1項に基づく大臣 認定を受けた「食品生産製 造提携事業」を実施するた めに必要な長期・低利資金 | 農林漁業者又はその組 織する法人であって、 資本市場からの調達 が困難なもの 中小食品製造業者又は その組織する法人であ って償還期限が10年 を超えるもの | 食品の安定的取引関係確立の ための ①農林水産物生産施設 ②農林水産物共同利用施設 ③農業生産法人への出資 ④農林漁業関連事業を行う法 人の設立のための共同出資 ⑤農林漁業者の所有する食品 製造用資産の譲受 ⑥①～⑤とあわせて行う食品 の製造・加工施設 | 0.55%～1.15%(中小特利㊸) | 15(3)年 | 融資率 80% |
| 食品流通改善資金 (食品生産販売提携) | 食流法第4条第1項に基づ く大臣認定を受けた「食品 生産販売提携事業」を実施 するために必要な長期・低 利資金 | 農林漁業者又はその組 織する法人であって、 資本市場からの調達 が困難なもの 中小食品販売業者又は その組織する法人であ って償還期限が10年 を超えるもの | 多温度流通等に必要集出荷 施設、保管配送施設、販売施 設、処理加工施設、情報処理 施設 | 0.55%～1.15%(中小特利㊸) | 15(3)年 | 融資率 80% |
| 食品安定供給施設整備資金 (新規事業育成の特例) | 食流法第4条第1項に基づ く大臣認定を受けた「新技 術研究開発事業」を実施す るために必要な長期・低利 資金 | 食品の製造、加工の事 業を営む者又はその組 織する法人 | 食品流通の円滑化等に資する 新技術研究開発に必要な設備 資金、研究開発資金 | 設備資金等 1.05%～1.35%(政策金利Ⅲ) | 15(3)年 | 融資率 40% |
| 生鮮食品等小売業近代化 貸付 (食品販売業近代化) | 食流法第4条第1項に基づ く大臣認定を受けた「食品 販売業近代化事業」を実施 するために必要な長期・低 利資金 | 次の業種を営む個人又 は法人 ①香果小売業 ②魚介類小売業 ③米穀小売業 ④酒類小売業 ⑤乳類小売業 ⑥茶小売業 ⑦パン・菓子小売業 ⑧料理品小売業 ⑨食品製造小売業 ⑩花き小売業 ⑪総合食料品小売業 | ア 近代化合理化等設備資金 イ 新規開業支援設備資金 ウ 協業化設備資金 エ 衛生化設備資金 オ 小売市場への入居するた めに必要な資金 カ 協業化を目的とする事業 協同組合等への出資金 キ 事業拡充・付加価値向上 支援資金 ((注)キの対象者は①～⑩の 小売業者のみを対象とし、事業 拡充又は付加価値向上に取組む ために必要な設備資金及び運転 資金が特利㊸となる) | 2.15%～2.75%(基準金利) 1.75%～2.35%(中小特利㊸) 1.50%～2.10%(中小特利㊸) 1.25%～1.85%(中小特利㊸) ※貸付利率は、導入する設 備等により異なる。 | 設備資金 13(2)年 運転資金 5(1)年 ※(注)運転 資金は、キの 事業拡充・付 加価値向上支 援資金に限る。 | 7,200万円 組合1.1億円 ※(注)キの事 業拡充・付加 価値向上支援 資金(4,80 0万円)を含む。 |

Ⅱ 中心市街地活性化法に基づく融資制度 (担当：流通課商業振興班、中小企業庁)

株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

| 資金名 | 趣旨等 | 対象者等 | 対象施設等 | 貸付利率(%) | 償還(据置)期間 | 融資限度額 |
|----------------|---|--|--|--|----------------|----------------------------|
| 企業活力強化資金 | 中心市街地活性化法等において定められた中心市街地関連地域において営業を営む者に対する長期・低利資金 | 卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業 | 共同化等に必要施設の整備等 (保管施設、配送施設、廃棄物処理施設、情報処理施設) 販売施設 店舗整備等 (共同店舗、倉庫等流通業務施設) 駐車場、駐輪場等 | 1.25%～2.25%(中小特利◎) 又は 0.75%～1.75%(中小特利◎) | 20(2)年 | 7,200万円 又は 7.2億円 |
| 生鮮食料品等小売業近代化貸付 | 中心市街地活性化法に基づく基本計画に定められた中心市街地において営業を営む者に対する長期・低利資金 | 次の業種を営む個人又は法人 ①青果小売業 ②魚介類小売業 ③米穀小売業 ④酒類小売業 ⑤乳類小売業 ⑥茶小売業 ⑦パン・菓子小売業 ⑧料理品小売業 ⑨食品製造小売業 ⑩花き小売業 ⑪総合食料品小売業 | 店舗、事務所、倉庫、従業員宿舍の新・増改築、冷凍(蔵)設備、調理・加工設備等 | 1.25%～1.85%(中小特利◎) | 設備資金 13(2)年 | 7,200万円 組合1.1億円 |

Ⅲ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する融資制度 (担当：流通課流通改善班)

①流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく融資制度

| 資金名 | 趣旨等 | 対象者等 | 対象施設等 | 貸付利率(%) | 償還(据置)期間 | 融資限度額 |
|----------------------------|---|---------------------------|---|------------------------------|-------------------------|------------------|
| 株式会社日本政策金融公庫 (企業活力強化資金) | 倉庫業者、道路貨物運送業者、水運業者、港湾運送業者で流通の合理化・効率化を行う事業に必要な貸付 | 倉庫業者、道路貨物運送業者、水運業者、港湾運送業者 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の認定を受けた総合効率化計画を実施するために必要な設備資金 | ・270百万円まで特利① ・270百万円超基準利率 | 設備資金 15年以内 (2年以内) | 融資限度額： 720百万円 |

②その他利用可能な融資制度

株式会社日本政策金融公庫

| 資金名 | 趣旨等 | 対象者等 | 対象施設等 | 貸付利率(%) | 償還(据置)期間 | 融資限度額 |
|----------------------------|------------------------------|--|---|--|---------------|---------------------|
| 食品流通改善資金 (卸売市場施設・近代化施設) | 卸売市場の施設等の近代化を図るために必要な長期・低利資金 | 卸売市場開設者(地方公共団体を除く。) | 卸売市場の施設、卸売業者等の業務の近代化を図るために必要な施設(売場、倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、従業員宿舎、仲卸店舗設備等) | 一般施設(一般市場、業者) 1.35%～1.75%(中小特利①) | 25(5)年 | 融資率80% |
| | | 卸売業者等 | | 特定施設(統合市場) 1.00%～1.70%(食品B-2) | | |
| | | 仲卸業者等 | | | | 融資率70% 又は3,900万円 |
| 生鮮食料品等小売業近代化貸付 | 食料品小売業者に対する貸付 | 次の業種を営む個人又は法人 ①青果小売業 ②魚介類小売業 ③米穀小売業 ④酒類小売業 ⑤乳類小売業 ⑥茶小売業 ⑦パン・菓子小売業 ⑧料理品小売業 ⑨食品製造小売業 ⑩花き小売業 ⑪総合食料品小売業 | 店舗、事務所、倉庫、従業員宿舎の新・増改築、冷凍(蔵)設備、調理・加工設備 | 2.15%～2.75%(基準金利) 1.75%～2.35%(中小特利①) 1.50%～2.10%(中小特利②) 1.25%～1.85%(中小特利③) ※貸付利率は、導入する設備等により異なる。 | 13年以内 (2年) | 融資限度額 7,200万円 |

Ⅳ 中小企業地域産業資源活用促進法に基づく融資制度 (担当：食品産業企画課地域食品班、中小企業庁)

法律の認定を受けた中小企業等が、認定計画に従って地域産業資源活用事業を行うために必要な資金について、低利で融資を行う。

1 株式会社日本政策金融公庫

| 保証人要件 | 保証人あり | | | 保証人なし | | |
|--------------|---|----------------------------|------|----------------------------------|---------------------------------|------|
| 担保要件 | 担保あり | 一部担保免除 (貸付金額の75%まで) | 無担保 | 担保あり | 一部担保免除 (貸付金額の75%まで) | 無担保 |
| 貸付限度額 ※注1 | 設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円 | 1億2千万円 | 8千万円 | 設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円 | 1億2千万円 | 8千万円 |
| 貸付利率 ※注2 | 特利③ | 特利③+中小企業の信用 リスクに応じた上乘金利 | | 特利③+0.3% | 特利③+0.3%+中小企業の 信用リスクに応じた上乘金利 | |
| 貸付期間 | 設備資金：原則15年以内(据置期間2年以内) 運転資金：原則5年以内(据置期間原則1年以内) | | | | | |

※注1：個人又は法人が貸付対象の場合。組合については別途。

※注2：特利③の貸付利率について、2億7千万円超及び土地にかかる資金は基準金利。

2 株式会社日本政策金融公庫

| 保証人要件 | 保証人あり | | 保証人なし ※注2 |
|-------------|---|-----|-----------|
| 担保要件 | 担保あり | 無担保 | 無担保 |
| 貸付限度額 | 設備資金 7千2百万円 運転資金 4千8百万円 | | 2千万円 |
| 貸付利率 ※注1 | 特利③ | | 特利③+0.9% |
| 貸付期間 | 設備資金：原則15年以内(据置期間2年以内) 運転資金：原則5年以内(据置期間原則1年以内) | | |

※注1：特利③の貸付利率について、土地にかかる資金は基準利率。

※注2：第三者の方の保証や担保の提供を不要とする融資

V その他の融資制度

①卸売市場施設の近代化に関する融資制度 (担当：流通課卸売市場室)

株式会社日本政策金融公庫

(金利は、平成22年8月18日現在)

| 資金名 | 趣旨等 | 対象者等 | 対象施設等 | 貸付利率(%) | 償還(据置)期 | 融資限度額 |
|----------------------------|------------------------------|---------------------|---|---|---------|--------------------|
| 食品流通改善資金 (卸売市場施設・近代化施設) | 卸売市場の施設等の近代化を図るために必要な長期・低利資金 | 卸売市場開設者(地方公共団体を除く。) | 卸売市場の施設、卸売業者等の業務の近代化を図るために必要な施設(売場、倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、従業員宿舎、仲卸店舗設備等) | 一般施設(一般市場、業者) 1.35%~1.75%(中小特利①) 特定施設(統合市場) 1.00%~1.70%(食品B-2) | 25(5)年 | 融資率80% |
| | | 卸売業者等 | | | 15(3)年 | 融資率70% 又は1.3億円 |
| | | 仲卸業者等 | | | | 融資率70% 又は3,900円 |

②生鮮食料品等小売業の近代化・合理化に関する融資制度 (担当：流通課商業振興班)

株式会社日本政策金融公庫

(金利は、平成22年8月11日現在)

| 資金名 | 趣旨等 | 対象者等 | 対象施設等 | 貸付利率(%) | 償還(据置)期 | 融資限度額 |
|----------------|--|--|---|--|--|---|
| 生鮮食料品等小売業近代化貸付 | 生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化を推進し、あわせて衛生水準の向上に資する事業を実施するために必要な長期・低利資金 | 次の業種を営む個人又は法人 ①青果小売業 ②魚介類小売業 ③米穀小売業 ④酒類小売業 ⑤乳類小売業 ⑥茶小売業 ⑦パン・菓子小売業 ⑧料理品小売業 ⑨食品製造小売業 ⑩花き小売業 ⑪総合食料品小売業 | ア 近代化合理化等設備資金 イ 新規開業支援設備資金 ウ 協業化設備資金 エ 衛生化設備資金 オ 小売市場への入居するために必要な資金 カ 協業化を目的とする事業協同組合等への出資金 キ 事業拡充・付加価値向上支援資金 (注)キの対象者は①~⑩の小売業者のみを対象とし、事業拡充又は付加価値向上に取り組むために必要な設備資金及び運転資金が特利②となる) | 2.15%~2.75%(基準金利) 1.75%~2.35%(中小特利①) 1.50%~2.10%(中小特利②) 1.25%~1.85%(中小特利③) ※貸付利率は、導入する設備等により異なる。 | 設備資金 13(2)年 運転資金 5(1)年 ※(注)運転資金は、キの事業拡充・付加価値向上支援資金に限る。 | 7,200万円 組合1.1億円 ※(注)キの事業拡充・付加価値向上支援資金については運転資金(4,800万円)を含む。 |

③食品の安定供給に関する融資制度 (担当：流通課流通改善班)

株式会社日本政策金融公庫

(金利は、平成22年8月18日現在)

| 資金名 | 趣旨等 | 対象者等 | 対象施設等 | 貸付利率(%) | 償還(据置)期間 | 融資限度額 |
|--------------------------|--|--------------------|---|--|----------|--------|
| 食品安定供給施設整備資金 (食品流通対策) | 食品製造業者等が食料の安定供給の確保に資する事業を実施するために必要な長期・低利資金 | 食品の製造又は加工の事業を実施する者 | 食品の流通機能高度化及び高品位流通に必要な集配、保管、分荷、包装、ピッキング、処理加工、集中調理等関連施設、生体活性保持・輸送施設 | 一般施設 1.35%～1.65%(政策金利Ⅰ-I) 高度省力化設備等導入 1.20%～1.50%(政策金利Ⅱ) | 15(3)年 | 融資率40% |